

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成28年7月28日
【会社名】	株式会社ホープ
【英訳名】	HOB Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 政場 秀
【本店の所在の場所】	北海道上川郡東神楽町14号北1番地
【電話番号】	(0166)83-3555
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 吉田 周史
【最寄りの連絡場所】	北海道上川郡東神楽町14号北1番地
【電話番号】	(0166)83-3555
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 吉田 周史
【縦覧に供する場所】	株式会社ホープ東京本部 (東京都江戸川区臨海町三丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年7月26日開催の取締役会において、当社の100%出資の連結子会社である株式会社ホープ21及び株式会社ジャパンポテトを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定により、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

イ.株式会社ホープ21

名称	株式会社ホープ21
住所	東京都江東区新木場一丁目14番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 巖
資本金の額	9,000千円
事業の内容	輸入いちご果実及び輸入青果物の仕入販売

ロ.株式会社ジャパンポテト

名称	株式会社ジャパンポテト
住所	東京都中央区八丁堀四丁目8番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 青木 隆雄
資本金の額	65,000千円
事業の内容	種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売、青果馬鈴薯の仕入販売

（2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

イ.株式会社ホープ21

異動前 180個

異動後 - 個（吸収合併により消滅）

ロ.株式会社ジャパンポテト

異動前 1,300個

異動後 - 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

イ.株式会社ホープ21

異動前 100%

異動後 - %（吸収合併により消滅）

ロ.株式会社ジャパンポテト

異動前 100%

異動後 - %（吸収合併により消滅）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社ホープ21及び株式会社ジャパンポテトを吸収合併することにより、同社が消滅するためであります。

異動の年月日

平成28年10月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（1）当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

イ.株式会社ホープ21

商号	株式会社ホープ21
本店の所在地	東京都江東区新木場一丁目14番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 巖

資本金の額	9,000千円
純資産の額	19,611千円
総資産の額	70,070千円
事業の内容	輸入いちご果実及び輸入青果物の仕入販売

ロ.株式会社ジャパンポテト

商号	株式会社ジャパンポテト
本店の所在地	東京都中央区八丁堀四丁目8番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 青木 隆雄
資本金の額	65,000千円
純資産の額	169,934千円
総資産の額	238,111千円
事業の内容	種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売、青果馬鈴薯の仕入販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

イ.株式会社ホープ21

事業年度	¹ 平成25年10月期 (自平成24年11月1日 至平成25年10月31日)	² 平成26年6月期 (自平成25年11月1日 至平成26年6月30日)	平成27年6月期 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
売上高(千円)	928,225	446,406	702,284
営業利益(千円)	6,136	671	9,712
経常利益(千円)	4,456	261	9,344
当期純利益(千円)	3,400	150	6,927

1 平成25年10月期については、消費税等の会計処理は税込方式によっております。

2 平成26年6月期について、決算期変更により8か月決算としております。

ロ.株式会社ジャパンポテト

事業年度	平成25年9月期 (自平成24年10月1日 至平成25年9月30日)	平成26年6月期 (自平成25年10月1日 至平成26年6月30日)	平成27年6月期 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
売上高(千円)	1,007,385	901,944	1,242,578
営業利益(千円)	32,444	51,501	55,369
経常利益(千円)	30,948	50,946	56,452
当期純利益(千円)	9,106	33,881	36,401

平成26年6月期決算について、決算期変更により9か月決算としております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

イ.株式会社ホープ21

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ホープ	100%

ロ.株式会社ジャパンポテト

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ホープ	100%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

イ.株式会社ホープ21

資本関係	当社は株式会社ホープ21の発行済株式数の100%(180株)を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が株式会社ホープ21の取締役を、当社の取締役1名が株式会社ホープ21の監査役を兼任しております。
取引関係	株式会社ホープ21とは取引基本契約書を締結しており、輸入いちご果実及び輸入青果物等の仕入販売をしております。

ロ. 株式会社ジャパポテト

資本関係	当社は株式会社ジャパポテトの発行済株式数の100%（1,300株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名及び従業員1名が株式会社ジャパポテトの取締役を、当社の取締役1名が株式会社ジャパポテトの監査役を兼任しております。
取引関係	株式会社ジャパポテトとは取引基本契約書を締結しており、青果馬鈴薯の仕入販売をしております。

(2) 当該吸収合併の目的

組織再編の一環として、経営資源の集約と経営効率化を図ることを目的として、輸入いちご果実及び輸入青果物の仕入販売を行う株式会社ホープ21及び種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売と、青果馬鈴薯の仕入販売を行う株式会社ジャパポテトを吸収合併することといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ホープ21及び株式会社ジャパポテトは解散いたします。なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併であり、また、株式会社ホープ21及び株式会社ジャパポテトにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認の株主総会決議を得ることなく行います。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の100%出資の連結子会社との合併であるため、本合併による株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社、株式会社ホープ21及び株式会社ジャパポテトが平成28年7月26日に締結した吸収合併契約の内容は後記の「合併契約書」とおりであります。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての算出根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ホープ
本店の所在地	北海道上川郡東神楽町14号北1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 政場 秀
資本金の額	421,250千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	いちご苗の生産販売及びいちご果実、青果及び農業用生産・出荷資材の仕入販売

(6) 合併契約書の内容

合併契約書（写）

株式会社ホープ（以下、「甲」という。）、株式会社ジャパポテト（以下、「乙」という。）、及び株式会社ホープ21（以下、「丙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

- 甲及び乙、甲及び丙は次のとおり合併することとし、それぞれの合併の効力は他に影響しない。
 - 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
 - 甲及び丙は合併して、甲は存続し、丙は解散する。
- 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社ホープ

住所：北海道上川郡東神楽町14号北1番地

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社ジャパンポテト

住所：東京都中央区八丁堀四丁目8番10号

丙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社ホープ21

住所：東京都江東区新木場一丁目14番4号

第2条（効力発生日）

効力発生日は、平成28年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間又は甲丙間で協議のうえ、それぞれの期日を変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

1. 甲は乙の全株式を所有しており、乙との合併では一切の対価を交付しない。
2. 甲は丙の全株式を所有しており、丙との合併では一切の対価を交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との合併により甲の増加すべき資本金、増加資本準備金および増加利益準備金の額は、いずれも0円とする。

第5条（乙発行の新株予約権）

甲は、合併に際して、乙発行の新株予約権に対しては一切の対価を交付しない。

第6条（合併承認決議）

甲及び乙、丙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行わなければならない。

第7条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙及び丙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙、丙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙、丙で協議のうえ、これを実行する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙、丙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間または甲丙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（合併契約の効力）

甲乙間又は甲丙間の契約は、第6条に定める甲及び乙、丙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれの効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間又は甲丙間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、原本を甲が保有し、乙及び丙は原本の写しを保有する。

平成28年7月26日

甲：吸収合併存続会社

北海道上川郡東神楽町14号北1番地

株式会社ホープ

代表取締役 政場 秀

乙：吸収合併消滅会社

東京都中央区八丁堀四丁目8番10号

株式会社ジャパンポテト

代表取締役 高橋 巖

丙：吸収合併消滅会社

東京都江東区新木場一丁目14番4号

株式会社ホープ21

代表取締役 高橋 巖

